

# クリプトスポリジウム調査業務

## 仕 様 書

### 1 業務目的

本市下水道施設からの放流水のクリプトスポリジウム濃度を調査し、その実態等を把握することを目的とする。

### 2 業務履行場所（採水地点）

札幌市南区定山溪温泉東1丁目50番地 定山溪水再生プラザ内（別添資料参照）

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年2月20日まで

### 4 業務内容

上記2の業務履行場所にて下水道放流水の採水を行う。また、採水した試料中のクリプトスポリジウム濃度を測定し、その結果を報告する。

検体は、夏期（8月～9月）に1検体、冬期（12月～1月）に1検体の合計2検体とする。

クリプトスポリジウム試験方法は、別紙の方法とする。

なお、試料採取から分析業務を一括して自社で履行すること（再委託は認めない）。

その他詳細については、業務主任の指示によること。

### 5 提出書類

業務履行前まで、および完了時に、速やかに次の書類等を提出すること。

#### (1) 業務履行前まで

- ・ 業務代理人指定通知書 1部  
※ 所定の様式があるので業務主任と打合せること。
- ・ 建築物飲料水水質検査業の登録証明書の写し 1部  
※ 分析を実施する営業所における証明書を提出すること。

#### (2) 完了時

- ・ 完了届 1部  
※ 所定の様式があるので業務主任と打合せること。
- ・ 各種報告書等 1部
  - ア 検査成績書
  - イ 検査方法（使用試薬名、添加回収試験の結果含む）
  - ウ 採水状況写真
  - エ 顕微鏡写真
  - オ 採水時から測定終了までの野帳
  - カ その他

6 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額請求することができる。

7 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。  
また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法を明らかにしておかなければならない。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 特記事項

1 検体の採水量は 10 リットル以上である。事故を起こさないよう安全面に十分配慮すること。

以上

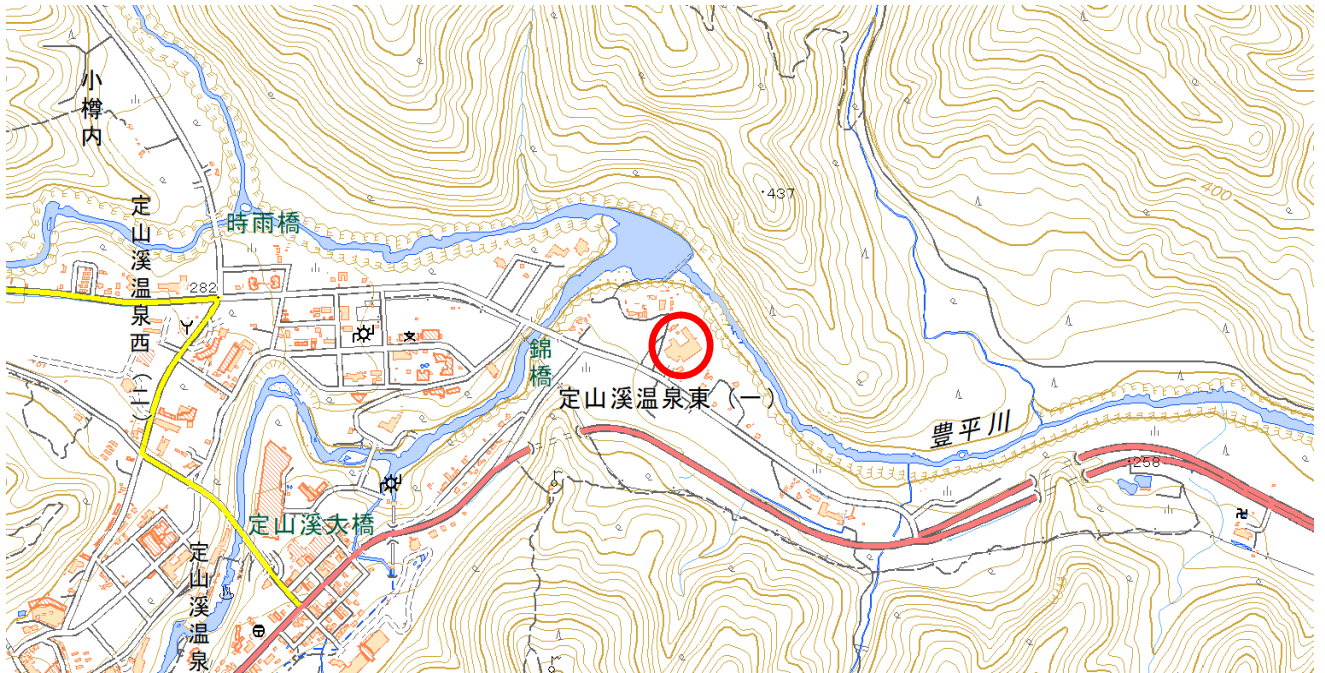


図1 定山溪水再生プラザの場所

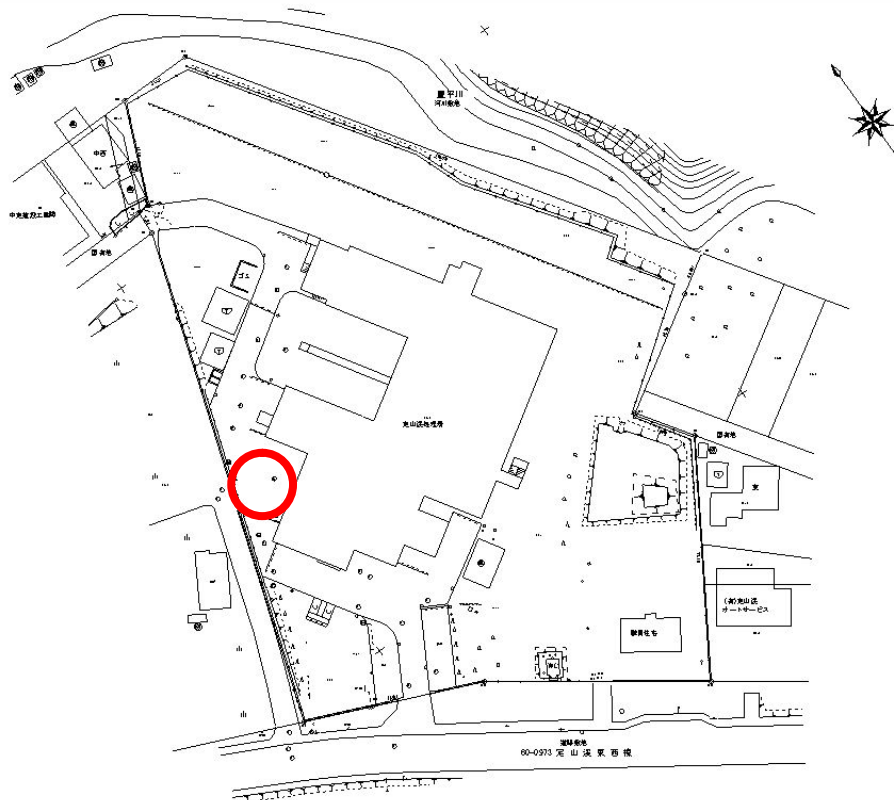


図2 定山溪水再生プラザ採水場所



図 3 定山溪水再生プラザ採水場所入口



写真 1 定山溪水再生プラザ採水場所

※ 採水はまずポンプを起動させてから吐出口のバルブを開ける。(停止時は逆操作)

## クリプトスポリジウム試験方法

### (試料の採取)

厚生労働省通知 健水発第 0330006 号(平成 19 年 3 月 30 日(最終改正令和 5 年 3 月 31 日)) 別添 3「水道に関するクリプトスポリジウム等の検出のための試験方法」の 1 試料の採取 に示された方法により行うこと。

ただし、一検体あたりの検水量は 10 リットルもしくはそれ以上とする。

### (試料水からの捕捉・濃縮)

上記通知別添 3 の 2 試料水からの懸濁粒子の補足・濃縮 に示された方法により行うこと。

ただし、2.7 遠心沈殿法 は用いないこと。

### (オーシスト等の選択的な分離・精製)

上記通知別添 3 の 3 オーシスト等の選択的な分離・精製 に示された方法のうち、3.2 免疫磁性体粒子法(免疫磁気ビーズ法)により行うこと。

ただし、3.1 密度勾配遠沈法(浮遊法)は用いないこと。

### (オーシスト等の検出)

上記通知別添 3 の 4 オーシスト等の検出 に示された方法のうち、4.1 蛍光抗体染色一顕微鏡検査法により判定を行うこと。

ただし、4.2 遺伝子検出法は用いないこと。

### (検定の回収率)

検定の回収率の算出は、上記通知別添 3 の付録 1 精度管理のためのオーシスト等の添加実験 によること。

### (クリプトスポリジウムのオーシストの濃度の算出)

濃度については、次の式を用いて行うこと。

$$A = a / (b \times c)$$

この式において、A、a、b 及び c は、それぞれ次の値を表すものとする。

A : クリプトスポリジウム濃度(単位 1 リットルにつき個)

a : 上記で求めた試料当たりのクリプトスポリジウムのオーシスト個数(単位 個)

b : 検定の回収率

c : 試料の量(単位 リットル)

### (備考)

上記方法と原理が同様であり、かつ回収率を損なわないことが確実であるか、あるいは一層の改善が得られることが明らかな場合は、必要に応じて適宜、部分的な変更を加えても差し支えないが、その場合は変更点を報告書中の検出方法記載部分に明示すること。

また、免疫磁性体粒子の操作、及び蛍光抗体染色試薬等の操作は、使用する製品の取扱説明書に従うものとする。